

相続手続きについて⑤

今まで、相続手続きのうち「相続人の確定」「相続分の確定」「相続財産の範囲」そして「遺産分割」について述べてきましたが、ここで「税金」の手続きについて触れようと思います。まずは、相続税の計算の仕方についてです。

●相続税はいくら？

税金計算は、(プラスの財産－マイナスの財産)＝正味の財産(相続発生時の正味の財産額)を、相続人が法定相続分で取得したのものとして税率を掛け求めます。

<事例>

相続人	妻と長男・二男の場合		
相続財産	妻 (自宅など 5,000万円 葬儀代 200万円)	⇒課税価格	4,800万円
	長男 (預金 3,000万円 債務 200万円)	⇒課税価格	2,800万円
	二男 (預金 2,000万円)	⇒課税価格	2,000万円
	各相続人が取得した正味の財産合計 9,600万円		

この場合の相続税の計算方法？

$$9,600万円 - 4,800万円(基礎控除) = 4,800万円 \quad * (3,000万円 + 600万円 \times 3人) \quad \text{相続人}$$

法定相続分(妻1/2、長男・二男各1/4)で取得したのものとして税額の総額を計算

$4,800 \times 1/2 \times 15\% - 50 = 310万円$	} 税額合計 570万円	(税額速算表で算出)
$4,800 \times 1/4 \times 15\% - 50 = 130万円$		
$4,800 \times 1/4 \times 15\% - 50 = 130万円$		

各相続人の財産取得額(＝課税価格)で税額を按分

$570 \times 4,800 / 9,600 = 285万円$ (妻の相続税)	⇒	税額軽減で「0」*	} 実際の納付税額 285万円
$570 \times 2,800 / 9,600 = \text{約}166万円$ (長男の相続税)	⇒	166万円	
$570 \times 2,000 / 9,600 = \text{約}119万円$ (二男の相続税)	⇒	119万円	

*妻の税額軽減の特例(遺産分割が申告期限までに纏まることが適用の条件)

配偶者は、課税価格が16,000万円以下か、法定相続分以下の取得であれば税額「0」



相続の事前相談・問題整理・手続き代行

株式会社 **伸寛** (しんかん)

所在：海老名市柏ヶ谷1043番
代表：萩原和雄
電話：046-292-7550
FAX：046-292-7560



伸寛だより

●遺産分割が纏まらなかった場合の申告

相続税の申告期限までに遺産分割協議が揉めて確定しない場合、相続財産は未分割(各相続人による共有の状態)のまま申告を行います。この場合、

⇒各相続人がマイナスの財産を含めて法定相続分で取得したものと計算し申告します。

⇒配偶者に対する税額の軽減や小規模宅地等の特例は受けられません。(つまり、配偶者の特例である財産の半分までは課税されない特例を使えず、また自宅の土地評価を80%減額できる特例も使えないため、一時に多額の税金を納めなくてはなりません)

●準確定申告

確定申告をしていた人が亡くなった場合、相続人等は故人に代わって、死亡後4ヶ月以内に準確定申告を行います。亡くなったその年の1月1日から死亡した日までの所得に対して確定申告を行います。

●連帯納付義務

被相続人から、相続・遺贈により財産を取得した全ての者に対して、お互いに連帯納付義務を負わせる制度です。つまり、税務署は、相続人のうち誰かが納税を怠れば、他の相続人に滞納の事実を伝え、つまり予告をして納税を要求します。しかし、これもあまりにも厳しい措置であるため、平成24年4月1日以降申告期限がくるものから以下の場合において連帯納付義務が免除できるようになりました。

①相続税の申告期限から5年経過(かつ、税務署から納付通知書が来ていない)した。

②納税義務者が納税猶予を受けた、もしくは延納を受けた。

市民相談実施中(毎月第一火曜日)

●海老名市役所2階の市民相談コーナーで、相続全般の相談(事前相談、問題整理、手続相談等)をお受けしています(海老名市民限定)。

●要事前予約 ☎046-292-0880(海老名市市民相談予約窓口)

市の広報誌をご参照下さい。(次回は6月5日(火)13時~16時)